

熊本県歯

29年度 No.5

2018.3.30 発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

4月より、甲種組合員の保険料が変わります

被保険者数及び補助金の減少、保険給付費の急激な増加により、本組合財政の悪化が拡大しているため、4月より甲種組合員の所得割賦課率を下記のとおり変更させていただきます。ご理解の程よろしく願いいたします。

●医療分（所得割）

前年の社保・国保診療報酬への賦課率

4月より

1,000分の8

※賦課限度額 50万円

3月まで

1,000分の4

※賦課限度額 40万円



保険料の月額

種別	介護保険料	月額	内 訳		
			医療分	後期高齢者支援金分	介護保険料
甲種組合員	あり (40歳以上)	23,800 + 所得割額	16,000 + 所得割額	3,600	4,200
	なし (40歳未満)	19,600 + 所得割額	16,000 + 所得割額	3,600	
乙種組合員	あり	16,300	8,500	3,600	4,200
	なし	12,100	8,500	3,600	
乙種組合員 (勤務医)	あり	19,300	11,500	3,600	4,200
	なし	15,100	11,500	3,600	
家族 (甲・乙種)	あり	11,800	4,000	3,600	4,200
	なし	7,600	4,000	3,600	

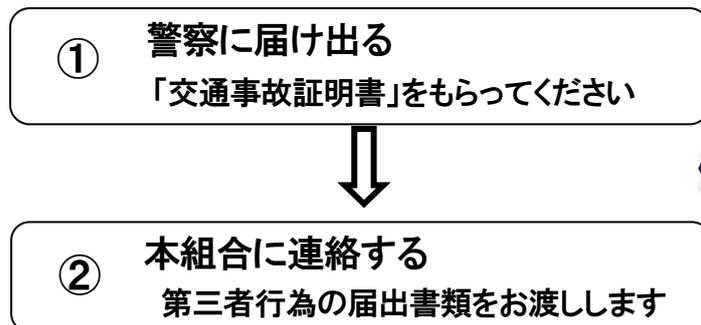
※甲種組合員は、前年の医業収入によって、申請することにより減額される場合があります。詳細は、1月末に発送しております「保険料の減額申請」のお知らせをご覧ください。

交通事故等で国保を使用する場合の届出

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者(第三者)が支払い、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない等の場合には国保で治療を受けることができます。

しかし、国保からの給付はあくまで一時の立て替えとして治療費を出して、その後に加害者に請求しますので、**国保を使用する場合は必ず本組合へ届ける**ことが必要です。

■ 交通事故の場合



※ 届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、内容次第で本組合が加害者に対して請求ができなくなります。示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

交通事故以外でも、他人の犬に咬まれたり喧嘩でケガをしたりして、国保を使用して治療する場合は、本組合へ届けることが必要です。

整骨や鍼灸の施術所を利用される方へ

整骨院や接骨院では、骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)について、柔道整復師による施術を受けた場合に限り、保険給付の対象になります。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

鍼灸院では、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を、はり師・きゅう師に受けたときに限り、保険給付の対象となります。なお、治療を受けるにあたって、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。

また、医療保険が適用されるのは、柔道整復師、はり師・きゅう師の国家資格を持った施術者による施術に限られています。施術を受ける場合は、施術者が国家資格を所有しているかを、施術者の免許保有証、施術所の看板や掲示等で確認するようにしましょう。



出産育児一時金の申請

妊娠・出産は病気とみなされないので、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等は、全て自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

組合加入者が出産した場合、**1児につき42万円※**が支給されます。

(妊娠85日以上であれば、生産、死産、流産の別は問いません)

※ 産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合。それ以外の場合は40万4千円。

申請方法

① 原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合加入者が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、**本組合から直接病院等に出産育児一時金が支払われます。**(直接支払制度※)

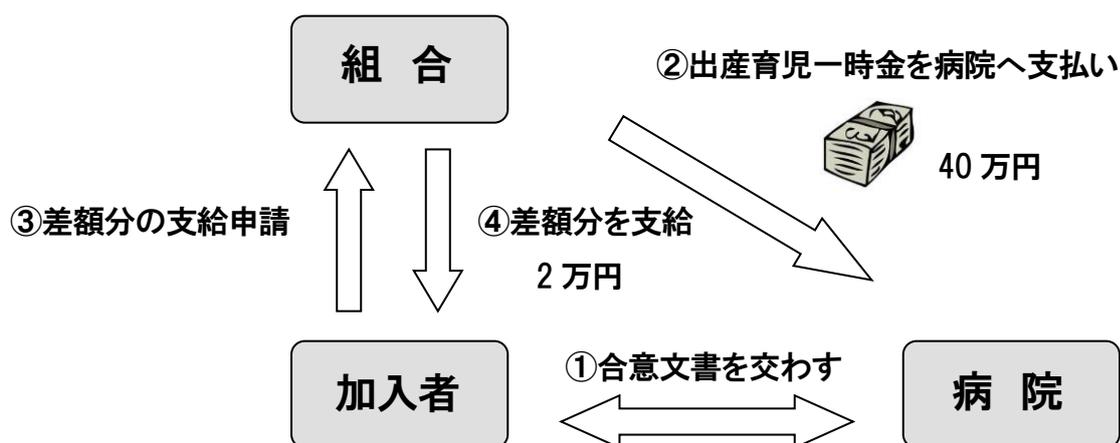
※ 直接支払制度を希望されない場合は、出産後に組合加入者へ支払う制度をご利用頂くことも可能です。その場合、一旦全額を病院へお支払い頂くことになります。

② 差額分が生じた場合は、本組合にご申請ください

出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額未満であった場合、その差額分は後日、組合加入者から本組合に申請することにより支給されます。

支払いの流れ

例) 出産費用に40万円かかった場合



各種申請書類のダウンロード

現在、組合員の皆様がダウンロードしやすいように、各種申請書類(健康診断・人間ドック・インフルエンザ補助申請書等)を県歯科医師会HPのトップページにある関連サイト「国保組合からのお知らせ」に掲載しております。

出来るだけダウンロードの上、申請いただくようご協力をよろしくお願いいたします。

なお、資格取得届や資格喪失届などは、本組合までご連絡いただいたから郵送いたします。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。**

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。(領収書の異動に係る調整の欄参照)
なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入**の場合の保険料は
月初めや月末でも、**加入月分の保険料は徴収します。**
- ◇ **喪失**の場合の保険料は
月途中の喪失は、**前月分までの保険料を徴収します。**



加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

平成30年度『組合事業内容』の送付

30年度の組合事業内容(別添のA3サイズ)を1枚同封しております。お目通しいただき、この「国保だより」と同様に従業員の方にもご回覧ください。なお、県歯会ホームページからも閲覧できます。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421